三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び五條市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県五條市西吉野町大日川二三二、二三三、二三四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市樽ヶ畑字尾ノ上三の六、三の七、三の一〇、三の一二から三の一六まで、三の一八から三の三一まで、三の三三、三の三五、三の三六、三の三九から三の四二まで、三の四五から三の五四まで、三の五八、三の六二、三の六四から三の六七まで、三の七一から三の七三まで、三の七八、三の八三から三の九〇まで、三の九二、三の九三、三の九五から三の九八まで、三の一〇八、字高ヤ四、四の三、四の四、四の六から四の一三まで、四の一五から四の二二まで、四の二四から四の三四まで、四の三七から四の三九まで、四の四一から四の四三まで、四の四五から四の五二まで、四の五五、四の六一、四の六二、字柳タハ五の二から五の五まで、五の七から五の九まで、五の一一から五の一四まで、五の一九から五の三七まで、五の三九、五の四〇、五の四三から五の四五まで、五の四七、五の五〇から五の五二まで、五の五四から五の六四まで、五の六六、五の六九から五の七一まで、五の七三から五の七八まで、五の八一、五の八三から五の八五まで、五の八七、五の八九から五の九六まで、字板ノ原七、七の一、七の三から七の五まで、七の七、七の八、七の一〇から七の一三まで、七の一五から七の二六まで、字シブラ九、一〇、二四、三〇、三四の一、字西羅四一、四九、六三の一、七〇、七〇の一から七〇の一四まで、七三、七六、七七、八〇、八二、八二の一、八二の二、八四、八六、九四、九五、一〇〇、一一〇、一一七、一二六の二、一三七、一三八、一四九の一、字綾戸一五三の二、一五三の三、一五三の五から一五三の九まで、一五三の一一から一五三の二四まで、一五三の二七、一五三の二九、一五三の三二から一五三の三五まで、一五三の三八、一五三の三九、一五三の四一から一五三の五八まで、一五三の六〇から一五三の六二まで、一五三の六四から一五三の六九まで、字西羅阪一五四、一五四の一から一五四の四まで、一五四の六から一五四の九まで、一五四の一一、一五四の一二、一五四の一五から一五四の一八まで、一五四の二〇から一五四の二四まで、一五四の二六から一五四の二九まで、一五四の三一、一五四の三二、一五四の三四から一五四の五〇まで、一五四の五二から一五四の五五まで、一五四の五七から一五四の五九まで、一五四の六一、一五四の六二、字中通り一五五、一五七、一五八の二、一五九から一六四まで、一六六から一六九まで、一七二、一七三、一七五から一七七まで、一八一、一八二、一八四から一九二まで、一九四、一九六、一九八から二〇一まで、二〇三から二〇六まで、二〇八から二一五まで、二一七から二二〇まで、二二五、二二六の一、二二七の八まで、二二七の一〇、二二七の一三、二二七の一五、二二七の一七から二二七の二五まで、字木ノ口二二九、二三二から二三四まで、二三七、二四三、字勘田原二五〇、二五〇の一、二五六の一、二六〇、二六二の一、二六三の一、二六八、二六九、二七五の一、二七九の一、二八六の一、三〇四、三一〇、三一五、四七七の一から四七七の三まで、四七七の五から四七七の二六から四七七の三〇まで、四七七の三二から四七七の三九まで、四七七の四一から四七七の四五まで、四七七の四九まで、四七七の五一から四七七の五五まで、四七七の五八から四七七の六〇まで、四七七の六三から四七七の九三まで、字水汲三一六の二五、三一六の二七、字谷四八二、四八五、四八六の二、四八九、四九一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び五條市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀市室生下田口二一七六の五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び五條市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県五條市西吉野町大日川二三二、二三三、二三四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市樽ヶ畑字尾ノ上三の六、三の七、三の一〇、三の一二から三の一六まで、三の一八から三の三一まで、三の三三、三の三五、三の三六、三の三九から三の四二まで、三の四五から三の五四まで、三の五八、三の六二、三の六四から三の六七まで、三の七一から三の七三まで、三の七八、三の八三から三の九〇まで、三の九二、三の九三、三の九五から三の九八まで、三の一〇八、字高ヤ四、四の三、四の四、四の六から四の一三まで、四の一五から四の二二まで、四の二四から四の三四まで、四の三七から四の三九まで、四の四一から四の四三まで、四の四五から四の五二まで、四の五五、四の六一、四の六二、字柳タハ五の二から五の五まで、五の七から五の九まで、五の一一から五の一四まで、五の一九から五の三七まで、五の三九、五の四〇、五の四三から五の四五まで、五の四七、五の五〇から五の五二まで、五の五四から五の六四まで、五の六六、五の六九から五の七一まで、五の七三から五の七八まで、五の八一、五の八三から五の八五まで、五の八七、五の八九から五の九六まで、字板ノ原七、七の一、七の三から七の五まで、七の七、七の八、七の一〇から七の一三まで、七の一五から七の二六まで、字シブラ九、一〇、二四、三〇、三四の一、字西羅四一、四九、六三の一、七〇、七〇の一から七〇の一四まで、七三、七六、七七、八〇、八二、八二の一、八二の二、八四、八六、九四、九五、一〇〇、一一〇、一一七、一二六の二、一三七、一三八、一四九の一、字綾戸一五三の二、一五三の三、一五三の五から一五三の九まで、一五三の一一から一五三の二四まで、一五三の二七、一五三の二九、一五三の三二から一五三の三五まで、一五三の三八、一五三の三九、一五三の四一から一五三の五八まで、一五三の六〇から一五三の六二まで、一五三の六四から一五三の六九まで、字西羅阪一五四、一五四の一から一五四の四まで、一五四の六から一五四の九まで、一五四の一一、一五四の一二、一五四の一五から一五四の一八まで、一五四の二〇から一五四の二四まで、一五四の二六から一五四の二九まで、一五四の三一、一五四の三二、一五四の三四から一五四の五〇まで、一五四の五二から一五四の五五まで、一五四の五七から一五四の五九まで、一五四の六一、一五四の六二、字中通り一五五、一五七、一五八の二、一五九から一六四まで、一六六から一六九まで、一七二、一七三、一七五から一七七まで、一八一、一八二、一八四から一九二まで、一九四、一九六、一九八から二〇一まで、二〇三から二〇六まで、二〇八から二一五まで、二一七から二二〇まで、二二五、二二六の一、二二七の八まで、二二七の一〇、二二七の一三、二二七の一五、二二七の一七から二二七の二五まで、字木ノ口二二九、二三二から二三四まで、二三七、二四三、字勘田原二五〇、二五〇の一、二五六の一、二六〇、二六二の一、二六三の一、二六八、二六九、二七五の一、二七九の一、二八六の一、三〇四、三一〇、三一五、四七七の一から四七七の三まで、四七七の五から四七七の二六から四七七の三〇まで、四七七の三二から四七七の三九まで、四七七の四一から四七七の四五まで、四七七の四九まで、四七七の五一から四七七の五五まで、四七七の五八から四七七の六〇まで、四七七の六三から四七七の九三まで、字水汲三一六の二五、三一六の二七、字谷四八二、四八五、四八六の二、四八九、四九一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩三二五六の一、三二六一、三二六二、三二六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字清水二一二八のホの四六から二一二八のホの四九まで

二　指定の目的　水源の涵養